

水道料金の基本料金免除、各従量料金の単価5円/m³減額適用

水道料金体系表（1か月分）

種類	用途	メーターの口径	基本料金 (税抜き)	従量料金(1m ³ につき)	
				使用水量(m ³)	金額 (税抜き)
専用給水装置	一般用	13mm 及び 20mm	0円	5まで	68円
				5を超え10まで	113円
				10を超え15まで	161円
				15を超え25まで	188円
		25mm	0円	25を超え35まで	226円
				35を超え50まで	277円
				50を超え100まで	303円
		40mm	0円	100を超え300まで	327円
				300を超えるもの	344円
		50mm	0円	100まで	303円
75mm	0円	100を超え300まで	327円		
100mm	0円	300を超えの	344円		
		300まで	327円		
150mm以上	0円	300を超えるもの	344円		
連合専用給水装置を使用するものは、メーターの口径を13mmとみなして、1戸につき当該口径の料金を適用する。この場合の料金の算定の基礎となる使用水量は、各戸均等に使用したものとみなす。					
	公衆浴場用	メーターの口径に対応する一般用の基本料金を適用し、従量料金は、1m ³ につき93円とする。			
私設消火栓	演習用	1個1回20分以内につき 2,752円			
船舶給水栓	船舶用	1m ³ につき 344円			
臨時給水栓	臨時用	1m ³ につき 344円			

備考

- 1 この表において「公衆浴場用」とは、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）第2条に規定する公衆浴場の用に供するものをいう。
- 2 専用給水装置に係る額は、基本料金(月の中途において水道の使用を開始し、休止し、又は廃止した場合で使用日数が15日以内のときにあつては、この表の基本料金の欄に定める額の2分の1の額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨て得た額))及び従量料金の合計額とする。
- 3 月の中途において用途又はメーターの口径に変更があつた場合は、その月の全期間において、使用日数の多い用途又はメーターの口径(使用日数が等しいときにあつては、変更後の用途又はメーターの口径)であつたものとみなして算定する。

※1 この料金表は、令和8年4月分料金から令和8年6月分まで適用されます。

※2 上記の金額に、消費税相当額が加算されます。

*****水道料金の基本料金免除、各従量料金の単価5円/m³減額適用*****

適格請求書発行事業者登録番号 水道事業 T4800020002180

下水道使用料金体系表 (1か月分)

種別	区分	基本使用料 (税抜き)	従量使用料(排出汚水量1m ³ につき)	料金 (税抜き)
一般汚水		512円	5m ³ まで	10円
			5m ³ を超え10m ³ まで	12円
			10m ³ を超え15m ³ まで	86円
			15m ³ を超え25m ³ まで	88円
			25m ³ を超え35m ³ まで	92円
			35m ³ を超え50m ³ まで	103円
			50m ³ を超え100m ³ まで	136円
			100m ³ を超え300m ³ まで	160円
			300m ³ を超え1,000m ³ まで	194円
			1,000m ³ を超え8,000m ³ まで	202円
8,000m ³ を超えるもの	210円			
公衆浴場汚水		0円	1m ³ 以上	17円

備考

- この表において「公衆浴場汚水」とは、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律(昭和56年法律第68号)第2条に規定する公衆浴場から排除される汚水をいい、「一般汚水」とは、それ以外の汚水をいう。
- 使用月の中途において、公共下水道の使用を開始し、休止し、又は廃止した場合で使用日数が15日以内のときにおける当該使用月の基本使用料の額は、この表の基本使用料の欄に定める額の2分の1の額とする。

※1 この料金表は、令和5年6月分料金から適用されます。

※2 上記の金額に、消費税相当額が加算されます。

再生水料金体系表 (1か月分)

種別/区分	水量 (m ³)	料金 (税抜き)
共同住宅等	1m ³ につき	140円
事業所等	1m ³ につき	200円

※ 上記の金額に、消費税相当額が加算されます。

適格請求書発行事業者登録番号 下水道事業 T6800020002179

料金等に関するお問い合わせ

那覇市上下水道局 お客様センター

TEL 941-7804・7834